

令和7年度事業計画

1. 役員会の開催

(1) 理事会の開催

- 5月下旬 令和6年度事業報告及び決算報告書の審議
理事候補者・監事候補者の推薦
評議員候補者の選任
- 6月上旬 理事長の選任
- 12月中旬 事業計画の変更及び補正予算の審議
- 3月中旬 令和8年度事業計画及び予算の審議
その他、必要に応じて、適宜開催する。

(2) 評議員会の開催

(定時評議員会)

- 6月上旬 令和6年度事業報告及び決算報告書の承認
理事の選任

(その他評議員会)

- 12月中旬 事業計画の変更及び補正予算の承認
- 3月中旬 令和8年度事業計画及び予算の承認
その他、必要に応じて、適宜開催する。

(3) 評議員選任解任委員会

- 5月下旬 評議員の選任

2. 事業

(1) 社会福祉事業

ア. 介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム御園寮の設置経営

介護老人福祉施設

空床型(介護予防)短期入所生活介護事業

イ. 短期入所生活介護事業所 みその寮ショートステイサービスの設置経営

併設型(介護予防)短期入所生活介護事業

ウ. 通所介護事業所 デイサービスセンターみそのの設置経営

指定通所介護事業及び第一号通所事業

エ. 訪問介護事業所 ホームヘルプサービスみそのの設置経営

指定訪問介護事業及び第一号訪問事業

(2) 公益事業

- ア. 居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターみそのの設置経営
指定居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- イ. 東広島市高屋地域包括支援センターの運営受託
指定介護予防支援事業及び第 1 号予防支援事業の設置経営

(3) 地域における公益的な取り組み(社会福祉法第 24 条 2 項関係)

- ① 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減の実施
- ② 高屋おれんじ会への参画(地域における認知症高齢者支援の取り組み)
- ③ 東広島市社会福祉協議会等と連携した福祉教育等の地域貢献事業
- ④ 「災害時における安心・安全に向けた相互協力に関する協定」「広島さっそくネット」「東広島市施設連絡協議会災害時相互支援協定」に基づく、災害時における施設間相互支援及び地域支援のための取り組み
- ⑤ 広島県災害時福祉支援体制への協力(福祉避難所・DWAT)
- ⑥ 「東広島市 SDGs パートナー」の標榜
- ⑦ その他

3. 事業監査等

(1) 監事による監査

- 5月上旬 令和 6 年度事業・会計に関する監査
- その他 必要に応じて 随時実施

(2) サービス自己評価の実施

- 1月下旬 各事業所スタッフによる自己評価実施
- 3月下旬 ホームページ上で公開

(3) 行政による法人指導・監査、介護保険実地指導等

- 指定権者等からの要請に応じて随時実施

(4) 情報公開

- ① 定款・事業計画書・収支予算・事業報告書・収支決算書・監事監査報告書・役員等報酬基準・現況報告書の窓口での閲覧およびホームページ上での公表
- ② 財務諸表電子開示システムによる財務情報公表
- ③ 地域における公益的な取り組みの実施状況の公表(現況報告書・全国社会福祉法人経営者協議会ホームページ・法人ホームページ)
- ④ 介護サービス情報公表制度による情報公表
- ⑤ 各サービスの運営規定等の重要事項のホームページ上での公表

令和7年度の重点課題

「社会情勢と人口構造の変化に沿った事業の継続のための体制強化」

少子高齢社会の到来による社会保障施策の目途であった2025年を迎えて、当初の想定より早いスピードで人口減少が加速しており、令和6年の出生者数は過去最低の72万人となった。広島県においては、人口の自然減に加えて転出超過も続いており、将来的には維持が困難な自治体が生じても不思議ではない。国はこれに対する施策として、「全世代型社会保障」「地域共生社会の実現」を基本施策として掲げており、全国各自治体においても取り組みが進められている。「地域共生社会」は、住民による「自助」と地域コミュニティによる「互助」を基本に地域の力を活用する施策だが、少子高齢化に伴う人口減少により地域コミュニティの脆弱化は明らかであり、すべての地域で対応することは困難と思われる。当法人は、社会福祉法人に義務付けられた「地域における公益的な取り組み」を確実に実行し、コミュニティの機能維持のための様々な支援を引き続き行う。また、そのための方策として、他の社会福祉法人等と連携した取り組みも検討する

自然災害が地域生活や事業継続の大きなハザードになることを改めて認識させられたのが、昨年年頭の能登半島地震であり、秋口の同地域の豪雨災害であった。本会からも初めてのDWATへの職員派遣をはじめ支援を行ったが、今後想定される南海トラフ地震等の自然災害や新興感染症の発生に備えるため、災害対応の基本であるBCP等の「自助」、広島さっそくネットのような事業所間による「互助」の強化に加えて、福祉避難所・DWATをはじめとする支援体制、被災した場合の受援体制の整備など取り組むべき課題は多い。いつ発生するかわからない不測の事態に備えて、確実に歩みを進めるべく取り組みを強化する。

人口減少により生じるリスクは労働力の不足であり、これによって生じる労働市場の競争激化である。福祉介護業界の人材確保は現状でも非常に厳しい状況に置かれているが、今後ますます対応に苦慮することが想定される。そのため、多様な人材の活用や柔軟な働き方の提案に加えて、賃金改善を含む職場環境改善の推進など取り組むべき課題も多い。また、限られた人材や資源で事業を維持継続するためには、「生産性向上」への取り組みは必須のものとなる。ロボットやICT機器の導入など資金を要するものについては導入事例や補助金などの活用を行くこととするが、生産性向上には「ムリ・ムダ・ムラ」の排除のために自らの業務を見直すことが基本であることから、本会としても生産性向上の推進に取り組むため、現場の課題抽出・解決策の検討・実施・見直しというプロセスを定着させるための委員会活動等に新たに取り組む。

● 本永福祉会の掲げるSDG,s 目標



① 事業の安定的供給と事業継続のための対策強化

近年介護事業を行う社会福祉法人において赤字法人は年々増加している。当法人においても、コロナ以前の利用者数に戻らないことに加えて、人件費や燃料費、食材費の高騰によるコスト高も加わって、収支状況は悪化している。こうした状況を脱却するためには、事業の効率化に努めることに止まらず、事業収入を増やすための方策に積極的に取り組むことが必要である。そのためには、利用者のニーズを迅速にとらえ、利用者増につながる取り組みを積極的に行う。

● 具体的な取り組み

- ・ 利用者負担の適正化のための料金の見直し
- ・ 各種加算の積極的取得
- ・ 利用者・家族のサービスニーズに合わせたサービス内容の見直し
- ・ 居宅介護支援事業所等関係機関への積極的アプローチ
- ・ 入所待機者情報の適切な活用などによる空きベッドの削減



② 生産性向上の取り組みによる業務効率化と人材の適正配置

今後急激に生産年齢人口が急激に減少することが見込まれることから、介護事業においても労働力の「数を増やす」ことだけを目指さず、業務の効率化に資する「生産性向上」の取り組みを行うことは必須である。介護現場における生産性向上といえば「ロボット・ICTの導入」が真っ先に思い浮かぶが、当法人においては、介護記録ソフトの導入、介護サポート人材の活用などの取り組みはすでに定着している。しかしながら、「現場におけるムリ・ムラ・ムダの排除」という根本的な取り組みが不十分であり、各現場において業務の見直しを行う必要がある。「生産性向上」の取り組みの短期的な目標は、労働負荷の軽減や労働時間の縮減につながることであり、その成果をあげることにより、現場負担の軽減を目指す。

● 具体的な取り組み

- ・ 課題の明確化・解決策の検討・実施のプロセスを定着させるための委員会の設置
- ・ 業務効率化のための従来のやり方に捉われない業務の見直し
- ・ 効率的な人材配置
- ・ 時間外労働の削減及び有給取得率の向上
- ・ 業務効率化に資する職場環境の改善



③ 非常災害時等の対応体制の強化

近年頻発している大規模自然災害や事業経営に影響を及ぼす集団感染に備えるため、昨年度末までにBCP（事業継続計画）の策定が義務付けられ、昨年度中に当法人においても研修・訓練も実施した。しかしながら、実際に事態が発生した際の対応体制は不十分であり、利用者と職員の生命を守り、事業を継続または早期に再開するための準備が整っているとは言い難い。災害時の支援及び受援について引き続き検討し、継続的に取り組むこととする。また、感染症対応については、新興感染症を含めて常に新しい情報を取得し、

協力医療機関と連携しながら大規模な集団感染に至らないよう対応する。

- 具体的な取り組み
 - ・ BCP に沿った対応のための研修・訓練の実施及び BCP の見直し
 - ・ 災害時に必要な備品及び備蓄品の整備
 - ・ 受援及び支援のための行政、各種団体との連携
 - ・ 協力医療機関との連携による感染症に関する情報更新及び体制整備



④ 法律・制度の変化に対する情報収集と適切な対応

社会情勢の変化に伴い、法律や各種制度は幅広い内容で目まぐるしく変化している。こうした変化を見落とさず対応することは適正な事業経営のために必須であるが、単に行政からの通知を待つのではなく、積極的な情報収集により、余裕を持って対応の検討をすることが望まれるため、役職員一同法律・制度の理解に努め、適正な事業経営が行えるよう行動する。

- 具体的な取り組み
 - ・ 介護保険等サービスに係る法律・制度変更への対応
 - ・ 業務管理や労務管理等に関する法律・制度変更への対応
 - ・ その他事業に関連する法律・制度変更への対応



⑤ 地域における公益的な取り組みの明確化

社会福祉法人には、社会福祉法の規定により「地域における公益的な取り組み」が義務付けられており、当法人としても様々な取り組みを行っているが、当法人が地域のために何を行っているかは、地域住民や職員に十分伝わっていないのではないかとと思われる。今後、当法人が地域の中で存在し続ける価値を持つためには、当法人の取り組み内容について明確化し、職員が参画した活動実施をめざす。

- 具体的な取り組み
 - ・ 職員に対する地域公益活動の周知
 - ・ 地域住民に対する地域公益活動の広報
 - ・ 他の社会福祉法人等と共同した取り組みの検討
 - ・ 住民・職員双方にわかりやすい取り組みの検討

